

今、知っておきたい!

# 電子帳簿保存法 改正に伴う実務のポイント

令和4年1月1日の電子帳簿保存法改正に伴い電子化要件が大きく緩和されると同時に、電子取引のデータ保存が義務化となります。電子帳簿保存法は関係がないと思っている事業所でも、取引先からのメールなどに添付されて送られてきた請求書PDFファイルなどについても、電子的に授受した取引情報となり、電子データで法令要件に従って管理することが求められるようになります。本セミナーでは、電子帳簿保存法改正に伴う実務のポイントについて、わかりやすくお伝えします。

## 内容

- 電子帳簿保存法とは？  
電子帳簿保存、スキャナ保存、電子取引
- 電子帳簿・電子取引の保存要件
- 今、準備すべきこと、実務上のポイントなど

## 日時

令和3年 **12月21日(火)**

14:00 ~ 15:30(開場/13:30~)

※コロナ禍による密を避けるため、リモートと併用にて開催します。

## 会場

**プラザホテル吉翠苑** 2階 (京丹後市峰山町杉谷943)  
「鳳凰の間」 ☎0772-62-5111

〈会場内〉定員**30名**(先着順) 〈リモート〉**100名以内**

コロナ感染防止を徹底し十分な座席間隔を確保しています

【その他】◆会場内は1企業1名まで受講可能◆リモートは1企業2名まで受講可能  
◆リモート環境は「zoom」を使用します。

## 申込

下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは電話にて**12月16日(木)**までにお申し込みください。

問合せ先/京丹後市商工会 経営支援課 担当:板倉  
(京丹後市峰山町杉谷 836-1) ☎0772-62-0342

共催:京丹後市商工会、丹後機械工業協同組合



なが た たけし

講師 税理士 **永田 健氏**  
プロフィール

【講師 プロフィール】  
同志社大学大学院経済学研究科を修了後、京都中央信用金庫資金証券部・経営企画部に勤務。10年勤務した後、京都市内のど真ん中、四条烏丸に税理士事務所を開業する。

永田会計事務所の代表として、また、京都府商工会連合会のエキスパートバンク事業登録専門家として、税務、創業支援、事業再生、事業承継、組織再編等、多方面にわたり、幾多の企業コンサルタントに従事する。

豊富な指導実績を有し、事業者に寄り添った実践的なコンサルタントには定評がある。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のお願い ※会場内はマスク着用でご参加ください。※新型コロナウイルス感染症状況により、中止又は延期の可能性があります。

京丹後市商工会経営支援課 行き FAX:0772-62-3553

※ご記入いただいた情報は、本セミナーに係る各種連絡のみに利用させていただきます。

事業所名		電話番号	
所在地		FAX番号	
参加者		参加者	
お名前		お名前	
メールアドレスPC		メールアドレスPC	
受講形態	会場内参加 ・ リモート参加	受講形態	リモート参加

※リモート参加の方は、受講決定後、開催日までに「zoom」の参加アドレスをお送りいたしますので正しくご記入ください。